

ごぞんじですか？ 就学援助制度

どの子もお金の心配をせずに学校生活がおくれるようにもうけられている制度です

1 援助を受けられる条件

次のどれかに当てはまること	
①	市民税が非課税（家族みんなの市民税が0円であること）
②	固定資産税を減免された（元の金額より少なくなった）
③	個人事業税を減免された（元の金額より少なくなった）
④	父と母がどちらも国民年金保険料を減免された（元の金額より少なくなった）
⑤	父と母がどちらも国民健康保険料を減免された（元の金額より少なくなった）
⑥	児童扶養手当をもらっている（保護者がひとりだけの時などにもらえるお金です）
⑦	生活福祉資金を借っている
⑧	雇用保険被保険者手帳を持っている日雇労働者
⑨	火事や地震などで住んでいる家に被害があった
⑩	生活保護を停止されたか廃止された
⑪	生活保護をもらっている

①～⑪に当てはまらないが学校にお金を払うのが難しい

➤ 生計を一にする世帯全員 の令和2年中（令和3年度）の合計所得金額が、世帯の人数及び住宅の所有状況に応じた【所得基準額】以下の方が認定になります。

※令和2年度の基準です。
【所得基準額】 認定した金額は令和3年4月1日以降に教育委員会ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000495254.html>）に掲載します。

世帯の人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	219万円	263万円	322万円	358万円	398万円	471万円
	持家	155万円	199万円	257万円	293万円	333万円	394万円

申請者又は生計を一にする世帯員が、賃貸契約書の借主であることの確認書類の提出があれば、借家等の基準で審査します。また、持家でも、土地に地代が必要で、その地代について賃貸契約している場合は借家等になります。

援助の内容

※令和2年度の内容です。令和3年度の内容については、令和3年4月1日以降、教育委員会ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000495254.html>）等でお知らせします。

	学校教材費 特別活動費 その他諸費 ※1	修学旅行費 林間・語学学習費 ※2	学校給食費 ※3	通学費 ※4	入学準備補助金 ※5	医療費 ※6	独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 共済掛金 ※7
小学校	学校徴収金相当 （実費）	実費	実費	実費	51,060円	学校医療券 交付	保護者負担額
中学校					60,000円		

申請理由①から⑫にあてはまる方は、かならず活用してくださいね。

所得基準ぎりぎりだから無理？と思われたときは申請された方がいいです。

くわしくはリーフレットをよくお読みください。

わからないことがあればお気軽におききください。

生江小学校事務室（6928-3561）

学校経営管理センター・就学援助担当（6115-7653）

申込方法

！！ 申請は毎年度必要です ！！

提出書類	就学援助申請書兼世帯状況票 及び 証明書類（申請書記入例は6～7ページを参照ください） ※ 小学校と中学校など、きょうだいが別の学校に通学される場合、通学される学校ごとに必要です。		
提出場所	児童生徒が通っている学校（新1年生の場合は入学予定の学校） ※ 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が持参又は送付をお願いします。		
申請時期	※ 早期2以降の申請は、令和3年3月1日から受け付けます。 申請区分によって 申請できる理由が異なります。		
申請区分	申請期限	申請理由	審査結果の通知時期 （教育委員会から保護者に送付）
早期1（書類審査）	受付終了 令和2年12月25日（金）まで ※「お知らせ」は、令和3年4月に新1年生となる児童生徒の保護者の方にのみ配付済です。	①～⑪	2月末日予定
早期2（書類審査）	令和3年3月15日（月）まで	①～⑪	5月末日予定
一般1（税情報利用）	令和3年5月14日（金）まで	①・⑫	8月末日予定
一般2（書類審査）	令和3年6月30日（水）まで	①～⑫	8月末日予定

認定日は令和3年4月1日になります。ただし、4月1日に要件を満たしていない場合は要件を満たした日からになります。

随時申請	7月1日以降も申請できます。ただし、認定日は申請日以降になり4月にさかのぼることはできません。審査結果は、教育委員会受理後30日以内に通知します。
------	---

・随時申請 7月1日以降も申請できます。ただし、認定日は申請日以降になり4月にさかのぼることはできません。審査結果は、教育委員会受理後30日以内に通知します。

税情報利用での申請は、添付書類をつけなくていいのですが、税申告をしておく必要があります。

収入のない方も、2/15-3/16の期間に区役所で申告しておくといいです。

現在6年生の方は、進学する中学校へ提出します。